

上尾市固定資産評価審査委員会告示第1号

上尾市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程を次のように定める。

令和6年7月10日

上尾市固定資産評価審査委員会委員長 根岸新作

上尾市固定資産評価審査委員会行政文書管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市公文書管理条例（令和6年上尾市条例第2号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、上尾市固定資産評価審査委員会における行政文書（条例第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の記号)

第2条 文書の記号は、「上固審」とする。

(行政文書の管理)

第3条 行政文書の管理については、この規程に定めるもののほか、上尾市行政文書管理規程（令和6年上尾市訓令第5号）の例による。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。